

51—02 P U

特許無効審判と新実用新案登録無効審判の比較表

	特許無効審判	新実用新案登録無効審判
答弁又は意見申し立ての機会	審判請求書副本が送達されたときは、答弁の機会が与えられる（特§134①）。 職権審理により新たな無効理由及び証拠が提出された場合には、意見申立の機会が与えられる。（特§153）。	同左（実§39①、実§41→特§153）
答弁に対する弁駁の機会	必要に応じ請求人に弁駁の機会が与えられる。	同左
答弁書、弁駁書及び意見書の提出期間	手続の種類や性質に応じた標準指定期間（特§134①）。 例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国60日、在外者90日。	同左（実§39①） 例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国30日、在外者60日。
複数の請求	複数の請求がされた場合、必要に応じ併合して審理ができる（特§154）。	原則、請求順に審理し、証拠が共通している等により迅速・的確に処理できると判断した場合にのみ併合審理を行う （実§41→特§154、審判便覧51—09の5.(4)）。
請求取下げの条件	答弁書の提出があった後は、相手方の承諾が必要（特§155）。	同左（実§39の2②）。 ただし、実用新案登録に基づく特許出願（特§46の2）があったときは、その旨の通知を受けた日から30日以内における審判請求の取下げは、答弁書提出後であっても相手方の承諾なしにできる（実§39の2③）。
請求取下げの効果	請求が取り下げられれば、手続を終了し、職権による継続は不可。 参加人（特§148①）がいれば継続可能（特§148②）。	同左（実§41→特§148①②）

	特許無効審判	新実用新案登録無効審判
審決の内容	訂正の適否と請求項ごとの判断を示すことが原則（特§185、§157）	同左（実§50の2、実§41→特§157）
不服申立先	東京高等裁判所（知的財産高等裁判所） （特§178）	同左 （実§47）
不服申立のできる者	当事者双方、参加人、参加申請を拒否された者 （特§178②）	同左 （実§47②→特§178②）
被告	他方の当事者 （特§179）	同左 （実§47②→特§179）
訂正の位置付け	無効審判手続中の訂正の請求（審理必要） （特§134の2）	訂正可能（審理不要） （実§14の2）
訂正の機会	請求書副本送達に伴う答弁書提出期間 （特§134①） 無効理由通知に対する意見書提出期間（特§153②） 要旨変更の補正許可に伴う答弁書提出期間（特§134②） 特許維持審決が訴訟で取り消された場合の指定期間（特§134の3） 審決の予告に対する指定期間（特§164の2②）	最初の答弁書提出期間内に1回に限り可能（実§14の2①） 請求項の削除は回数制限なし（実§14の2⑦）
訂正可能な範囲	・請求の範囲の減縮 ・誤記誤訳の訂正 ・明瞭でない記載の釈明 ・引用請求項を独立請求項へただし ・訂正後の内容が出願時の開示内容を越える訂正 ・請求の範囲を実質上拡張または変更する訂正は許されない （特§134の2）。	特許と同様の訂正が可能（実§14の2①～④、⑦）。
訂正の適否についての主張	無効審判手続又は審決取消訴訟中で訂正の適否につき当事者は主張可	訂正の適否について争うことはできない。 ただし、別途、訂正要件違反で無効審判を請求可能（実§37①七）。
訂正の効果	手続中にされた訂正は、審決の中でその採否が述べられ、高裁への不服申立期間経過後、審決が確定したときに訂正の遡及効が生ずる （特§134条の2⑨→特§128）。	訂正があったときに訂正の遡及効が生ずる （実§14の2⑩）。

	特許無効審判	新実用新案登録無効審判
訴訟の中止	必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる（特 § 168②）。	特許と同様（実 § 40②）。

(改訂H27.2)